

林木育種技術講習会の紹介

はじめに

林木育種センターでは、各育種基本区ごとに優良種苗の生産技術の向上を図るため、ニーズを把握し、年に4～5回の講習会や現地指導等を行っています。

講習会の内容

これまでの主なテーマは、林木育種の概要から、苗木の生産に関するもの、種子や花粉に関するもの、さし木・つぎ木など無性繁殖に関するもの、採種園や採穂園の造成や管理に関するもの、マツノザイセンチュウの接種に関するものなどについて、主に都道府県の研究機関の職員を対象に実施しています。

最近では、採種木を小型にすることで、小面積でありながら、比較的早期に大量の種子が生産できる、スギミニチュア採種園を造成する機関が増え、採種木が4m以上もある従来の採種園とは異なる整枝剪定等管理技術の手法などについての講習会の開催も行っています。

改正間伐特措法の施行

さて、本年5月31日、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(以下「改正間伐特措法」という。)が施行されました。これにより、これまで主として都道府県が採種園、採穂園の経営を行ってききましたが、これに加えて民間事業者の参入が促進されることとなりました。

都道府県では、民間事業者からの「特定増殖事業計画」を認定したり、採種園・採穂園造成の技術支援が期待されています。

今年度の講習会

改正間伐特措法では林木育種センター・育種場に対しても、特定増殖事業計画を認定された民間事業者に原種を提供するほか、必要な支援

が求められているところですが、このことについては都道府県と連携した取組が必要と考えています。

このため、林木育種センター指導課では、今後の手続きや技術支援に必要と思われる情報や技術を整理し、8月頃を目処に関東育種基本区内都県の職員を対象に講習会の実施を予定しています。

講習会を通じて、改正間伐特措法に係る技術支援の進め方等についての情報を共有し、スムーズな実施を図りたいと考えています。

(育種部 指導課 久保田権)

表 講習会の実施状況(関東育種基本区)

平成24年度

- ・スギミニチュア採種園管理等(栃木、千葉、東京)
- ・マツノザイセンチュウ接種方法(センター)
- ・スギ採穂園の仕立方法(センター)

平成25年度

- ・花粉の取扱い(センター)
- ・改正間伐特措法の手続きに必要な情報、技術等(センター)

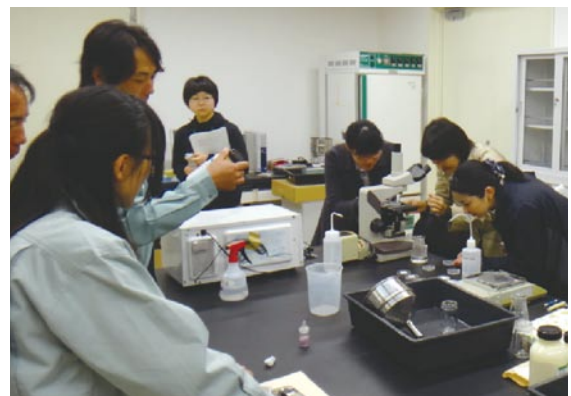


写真 花粉の取扱いについての講習会